

## 新 税率の適用について (四輪及び三輪の軽自動車)

- 平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両は、初度検査年月から13年目までは、平成26年度までの税額と同額です。
- 平成27年4月1日に最初の新規検査をした車両は、平成27年度から新税額となります。
- 平成27年4月2日以降に最初の新規検査をした車両は、平成28年度から新税額となります。

## 重 課税の適用について (四輪及び三輪の軽自動車)

平成28年度から、最初の新規検査から13年を超える四輪及び三輪の軽自動車について、重課が導入されます。

※電気・天然ガス・メタノール(混合)・ガソリン電力併用の軽自動車ならびに被けん引車は対象外

### 平成28年度 課税の重課対象

⇒平成14年12月31日以前に最初の新規検査をした車両  
(自動車検査証に記載の初度検査年月が「平成14年」以前である)

### 平成29年度 課税の重課対象

⇒平成16年3月31日以前に最初の新規検査をした車両  
(自動車検査証に記載の初度検査年月が「平成16年3月」以前である)

### 平成30年度 課税の重課対象

⇒平成17年3月31日以前に最初の新規検査をした車両  
(自動車検査証に記載の初度検査年月が「平成17年3月」以前である)

【問合せ先】 税務課 ☎0978-72-1111

【問合せ先】 社会教育課 ☎0978-72-2121



また、小学生の時に「学びの教室」で学んだ卒業生が、高校生になって出身小学校の学びの教室に指導に来てくれるようになりまし。

これからも、学校・家庭・地域の三者の連携で、地域の教育力を活かした地域総ぐるみでの子育てを継続していきます。

## 教職退職者や地域の有志が先生

「国東中学校区放課後学びの教室」は、小学校の余裕教室や公民館などを利用し、水曜日の放課後(月3〜4回)に年間30回程度実施しています。主な学習内容は、国語・算数を中心としたプリント学習で、指導には校区の教職退職者や地域の有志の方々が中心となっており、学年や学力

## 「学びの教室」文部科学大臣表彰

地域総ぐるみの子育て支援を評価

国東市が小学生の学習習慣の定着と基礎基本の再確認を目的とし、水曜日の放課後に実施している無料の学習塾「放課後学びの教室」の国東中学校区(富来小・国東小・豊崎教室・上国崎教室・小原小・旭日小)の取り組みが、「平成26年度優れた『地域による学校支援活動』」として評価され、文部科学大臣表彰を受賞しました。この表彰は全国143団体、県では3団体のうちの1つとなります。

各教室で取り組みは異なりますが、はじめの会とおわりの会を行い、特におわりの会では反省ノートや自己評価を書く指導も行うなど学習の充実が図られています。反省と自己評価を発表させることで話す力もついてきました。この反省ノートはアドバイザーが朱書きで励ましの言葉などを記入し、学級担任や保護者に見ていただき、子どもががんばる姿を知らせることで、学校と家庭の連携に努めています。



## 平成27年度から平成28年度にかけて

# 軽自動車税の税率が変わります

平成27年度から税制改正により軽自動車税の税率が変更されます。また、平成28年度以降グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車は、重課が導入されます。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の原動機付自転車、乗用・貨物用の四輪の軽自動車等の所有者にかかる税で、市が5月中旬に納税通知書を郵送します。納期は5月16日(土)から6月1日(月)までとなっています。税率は種類別に1台当りの年額で決められていますので、月割はありません。

## 【原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪等】

平成27年度の課税から、次の車種について新税率が適用されます。

車種区分	予定される年税額		
	平成26年度までの年税額	平成27年度の年税額	平成28年度からの年税額
原動機付自動車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超〜90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超〜125cc以下	1,600円	据え置き予定(1年) 2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽自動車	軽二輪 125cc超〜250cc以下	2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	据え置き予定(1年) 6,000円

※平成26年度の税制改正により軽自動車税の税率が引き上げられましたが、平成27年度の税制改正大綱で原動機付自転車及び二輪車については1年間据え置かれるよう検討されています。詳細は分かり次第お知らせします。

## 【四輪及び三輪の軽自動車】

平成27年度の課税から、四輪及び三輪の軽自動車について、最初の新規検査の年月によって新税率が適用されます。

※最初の新規検査とは⇒今まで車両ナンバーの指定を受けたことのない軽自動車(新車)を使用するときに受ける検査です。自動車検査証に「初度検査年月」として記載されます。

車種区分	平成26年度までの年税額	平成27年度の年税額		平成28年度からの年税額				
		変更なし	新税額	変更なし	新税額	重課税額		
四輪(以上)	乗用	7,200円	平成27年3月31日までに新規検査した車両	平成27年4月1日に新規検査した車両	平成27年3月31日までに新規検査し初度検査年月から13年までの車両	平成27年4月1日以後に新規検査した車両	初度検査年月から13年を超える車両	
					10,800円	6,900円	10,800円	12,900円
	貨物	4,000円	平成26年度までと同じ	平成27年3月31日までに新規検査した車両	平成27年4月1日に新規検査した車両	平成27年3月31日までに新規検査し初度検査年月から13年までの車両	平成27年4月1日以後に新規検査した車両	初度検査年月から13年を超える車両
						5,000円	3,800円	5,000円
三輪車	3,100円	3,900円	3,900円	3,900円	4,600円			